

■□■ 令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表 ■□■

平成１９年６月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、同法第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、地方公共団体は、毎年度、決算に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）の算定と併せ、資金不足比率を算定し、議会へ報告するとともに、公表することが義務付けられました。

この規定により、令和５年度決算に基づく印西市の健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり公表します。

○健全化判断比率 (単位：％)

指 標 名	令和５年度	早期健全化基準	財政再生基準
・実質赤字比率	—	１２．０４	２０．００
・連結実質赤字比率	—	１７．０４	３０．００
・実質公債費比率	０．５	２５．０	３５．０
・将来負担比率	—	３５０．０	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額が生じておらず、また、将来負担比率は、算定されませんでしたので、「—」で表示しています。

○資金不足比率 (単位：％)

会 計 名	令和元年度	経営健全化基準
・水道事業会計	—	２０．０
・下水道事業会計	—	

※資金不足比率は、各会計において資金不足額が生じていないため、「—」と表示しています。

健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲(印西市)

		健全化判断比率等対象範囲					
一般会計等	一般会計	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率	将来負担比率
公営事業会計	国民健康保険特別会計						
	介護保険特別会計						
	後期高齢者医療特別会計						
公営企業会計	水道事業会計	資金不足比率 (会計上)					
	下水道事業会計						
一部事務組合 (印旛郡市広域市町村圏事務組合・印西地区環境整備事業組合・印西地区消防組合・印西地区衛生組合・千葉県市町村総合事務組合・千葉県後期高齢者医療広域連合・印旛利根川水防事務組合・長門川水道企業団)							
土地開発公社・第三セクター(該当なし)							

1 健全化判断比率及び資金不足比率における各指標について

(詳しい計算については、別に添付のPDF文書「算定式」をご参照下さい。)

◆実質赤字比率

【解説】一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

【内容】地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

【イメージ】1世帯当たりの1年間の収入額と支出額の差し引きが、赤字か、黒字かを判定します。

※一般会計等：本市は一般会計のみ

※標準財政規模：地方公共団体の通常収入されると見込まれる一般財源の規模

◆連結実質赤字比率

【解説】全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

【内容】全ての会計の赤字額や黒字額を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

【イメージ】生計をともにする世帯（2世帯住宅など）における1年間の収入額と支出額の差し引きが、赤字か、黒字かを判定します。

※全会計：本市は、一般会計・国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・水道事業会計・下水道事業会計の6つの会計です。

◆実質公債費比率

【解説】一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

【内容】借入金（市債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

【イメージ】1世帯当たりの1年間の収入額（使い道が決まっていないもの）に対して、住宅取得や自動車購入などのローンの返済額がどの位の割合かを判定します。

※元利償還金とは、市債（市の借金）の返済のための元金と利子を指します。

※準元利償還金とは、市債に準ずるもので、他会計への繰出金や一部事務組合への負担金の

うち地方債の償還に充てたものや、債務負担行為に基づく支出予定額のうち地方債をその財源とすることができるものを指します。

※実質公債費比率は、過去3カ年の平均の比率となります。

※実質公債費比率が18%以上になると、地方債の発行に県知事の許可が必要となります。

25%以上になると、一部の地方債（一般単独事業債）を発行できなくなります。

35%以上になると、ほとんどの地方債が発行できなくなります。

◆将来負担比率

【解説】一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

【内容】地方公共団体の一般会計等における借入金（市債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の程度を示すものです。

【イメージ】1世帯当たりの1年間の収入額（使い道が決まっていないもの）に対して、今後のローンの返済見込額がどれ位の割合かを判定します。ローンの残高が年収の何年分に当たるかがわかります。

◆資金不足比率

【解説】公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

【内容】公営企業の資金不足を、公営企業の財政規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

※公営企業：本市は、水道事業会計及び下水道事業会計の2つの会計です。

2 早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準について

◆財政の早期健全化（イエローカード）

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、必要最小限の期間内に、議会の議決を経て、実質赤字比率は実質赤字額を解消すること、他の3つの健全化判断比率は早期健全化基準未満とすることを目標とした『財政健全化計画』を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣、県知事へ報告しなければならないこととされています。

◆財政の再生（レッドカード）

再生判断比率（健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの比率）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政の状況が著しく悪化した要因の分析の結果を踏まえ、必要最小限の期間内に、議会の議決を経て、実質赤字比率は実質赤字額を解消すること、他の3つの健全化判断比率（将来負担比率を含む）は早期健全化基準未満とすること等を目標とした『財政再生計画』を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣へ報告しなければならないこととされています。また、同計画について、総務大臣に協議し、その同意を求めることができることとされています。この同意を得ていない場合は、災害復旧事業費の財源とする場合を除き、起債ができなくなります。

※将来負担比率については、将来の財政悪化を示唆するものであり、それ自体では直ちに財政悪化が切迫した状況とは必ずしも言えないため、財政再生基準は設けられていません。

◆公営企業の経営の健全化

公営企業（水道や下水道等）の資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、必要最小限の期間内に、議会の議決を経て、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標とした『経営健全化計画』を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣、県知事へ報告しなければならないこととされています。

3 印西市の健全化判断比率及び資金不足比率の今後の財政運営について

「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」については、ともに赤字額が生じていないため比率は算定されませんでした。なお、黒字という逆の視点から仮に算定した場合、「実質黒字比率」は12.87%、「連結実質黒字比率」は28.34%となっています。

「実質公債費比率」については、0.5%（令和3～令和5年度平均）で、令和4年度決算に基づく算定結果（令和2～令和4年度平均）の0.2%から0.3ポイントの増となっています。

これは、地方債に係る元利償還金（借入に対する返済）の額が増となったことが主な要因です。

「将来負担比率」については、将来負担額を充当可能財源等が上回ったため、比率は算定されませんでした。

また、「資金不足比率」については、水道事業会計、下水道事業会計ともに資金不足額が生じていないため、比率は算定されませんでした。

なお、健全化判断比率については、いずれの比率も早期健全化基準及び財政再生基準を下回っており、また、資金不足比率については、経営健全化基準には該当しないという結果になっています。

このような結果を踏まえ、今後も、事務事業の見直し、使用料・手数料の見直し、施設の整理統合と有効利用など、行財政改革を確実に実施し、効率的、効果的な財政運営に努め、市民の皆さんが安心して暮らすことのできるまちづくりを進めてまいります。